

日影規制 ※大村市に対応するように作成してあります

地域	制限を受ける建築物	平均地場面からの高さ	指定する号	隣地境界線からの水平距離ごとに規制を受ける日影時間 (冬至日：午前 8 時～午後 4 時)	
				敷地境界線からの水平距離が 5m を超え、10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
第 1 種低層住居専用地域	軒の高さ 7m 超 または地階を除く階数が 3 以上	1.5m	(二)	4 時間	2.5 時間
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	高さ 10m 超	4m	(二)	4 時間	2.5 時間
第 1 種住居地域 準住居地域	高さ 10m 超	4m	(二)	5 時間	3 時間
その他の地域	規制なし				

* 平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。

* 建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が 3 メートルを超える場合であっても、平均地盤面は 1 つとなる。

* 同一敷地に二以上の建築物がある場合、これらの建築物は一つの建築物とみなされ、平均地盤面は一つとなる。

* 大村市役所の位置（長崎県大村市玖島 1 丁目 25 番地）

東経 129° 57′ 35″

北緯 32° 53′ 47″